

# 石川県公報

令和4年6月24日(金曜日)

号 外

(第59号)

## 目 次

条 例	選挙管理委員会
○石川県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例 (議会議務局) 1	○石川県議会議員及び石川県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等に係る公費負担に関する規程の一部改正 1

## 条 例

石川県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和四年六月二十四日

石川県知事 馳 浩

### 石川県条例第二十六号

石川県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の一部を改正する条例

石川県議会議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例(昭和四十九年石川県条例第六十九号)の一部を次のように改正する。

第一条中「四十三人」を「四十一人」に改める。

第二条の表加賀市選挙区の項中「三人」を「二人」に改め、同表羽咋市羽咋郡南部選挙区の項中「二人」を「一人」に改める。

附 則

この条例は、次の一般選挙から施行する。

## 選挙管理委員会

### 石川県選挙管理委員会告示第86号

石川県議会議員及び石川県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等に係る公費負担に関する規程(平成6年石川県選挙管理委員会告示第76号)の一部を次のように改正する。

令和4年6月24日

石川県選挙管理委員会

別記第4号様式その1備考4中「15,800円」を「16,100円」に改める。

別記第5号様式備考4中「7円51銭」を「7円73銭」に、「375,500円+5円02銭」を「386,500円+5円18銭」に改める。

別記第6号様式備考4中「310,500円+525円06銭」を「316,250円+541円31銭」に、「573,030円+27円50銭」を「586,905円+28円35銭」に改める。

別記第7号様式その1別紙その2中「15,800円」を「16,100円」に改め、同様式その2別紙備考1中「7円51銭」を「7円73銭」に、「375,500円+5円02銭」を「386,500円+5円18銭」に改め、同様式その3別紙備考2中「310,500円+525円06銭」を「316,250円+541円31銭」に、「573,030円+27円50銭」を「586,905円+28円35銭」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公表の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の石川県議会議員及び石川県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等に係る公費負担に関する規程の規定は、この告示の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、この告示の施行の日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。